

第18回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和2年9月15日 13:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 議題
県内の感染状況について
県の対処方針の改定について
- 4 その他



神奈川県

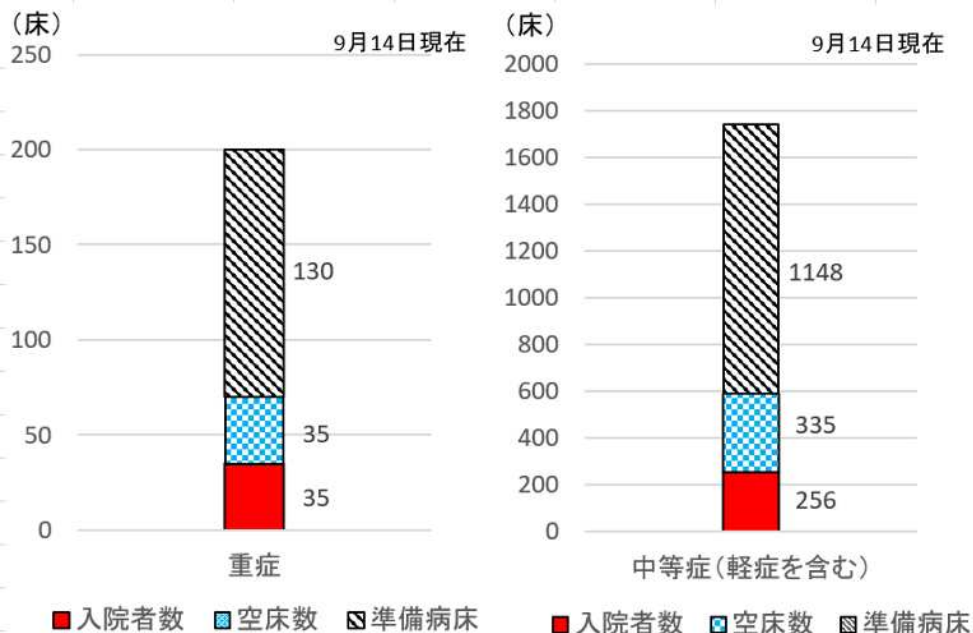
県の新しいモニタリング指標と 現在の状況について

令和2年9月15日

健康医療局医療危機対策本部室

病床利用率 (モニタリング指標①)

■ 病床利用率



■ 病床利用率の推移



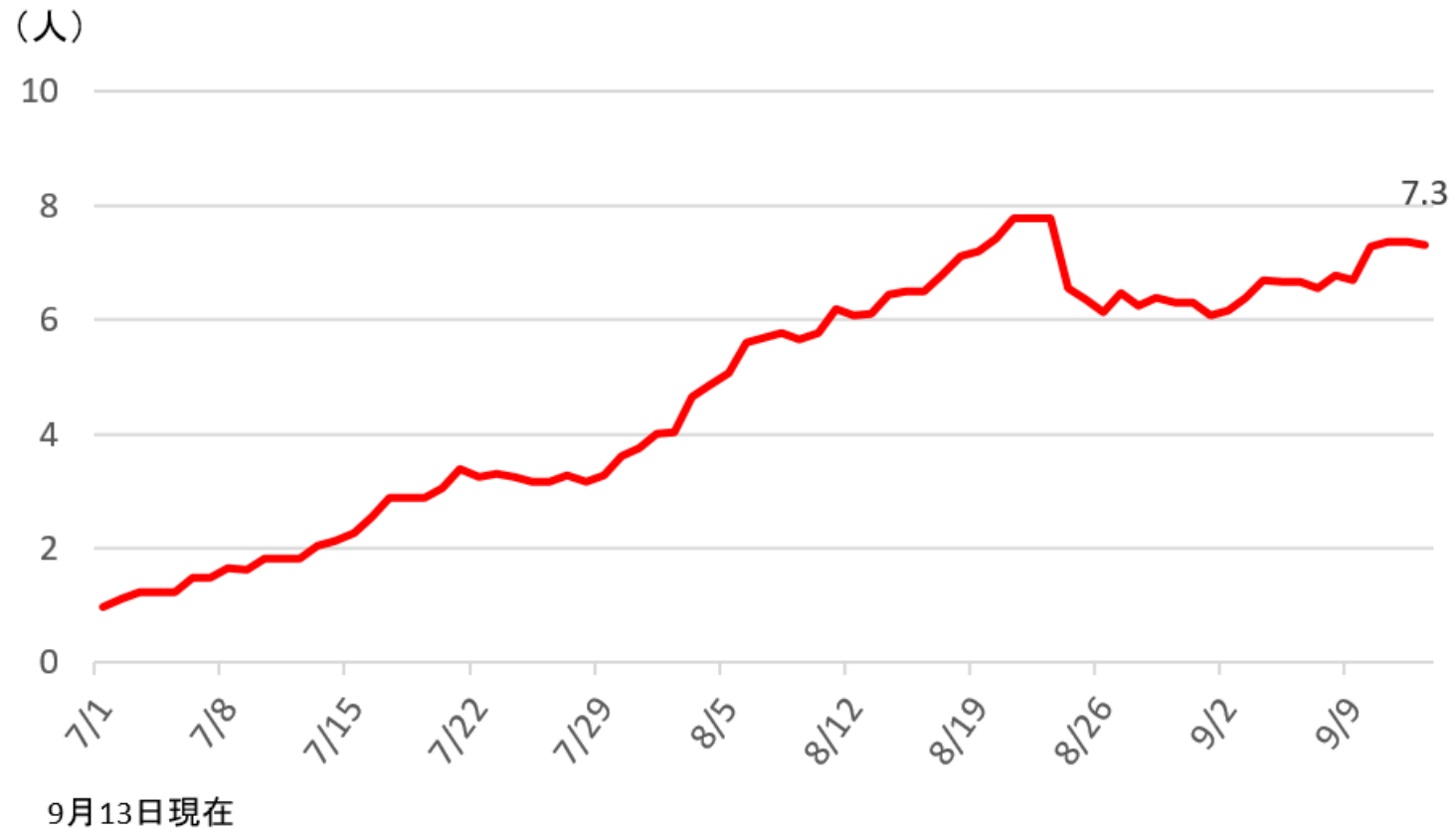
※入院者数 + 空床数 = 即応病床数
 準備病床は、最終的な確保病床数 (1939床 = 重症200床 + 中等症(軽症を含む) 1739床) から即応病床数を引いた数

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、病床全体及び重症用病床の各最大確保病床の占有率が20%以上であることを設定している。
 ※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算

人口10万人当たりの療養者数の推移（モニタリング指標②）

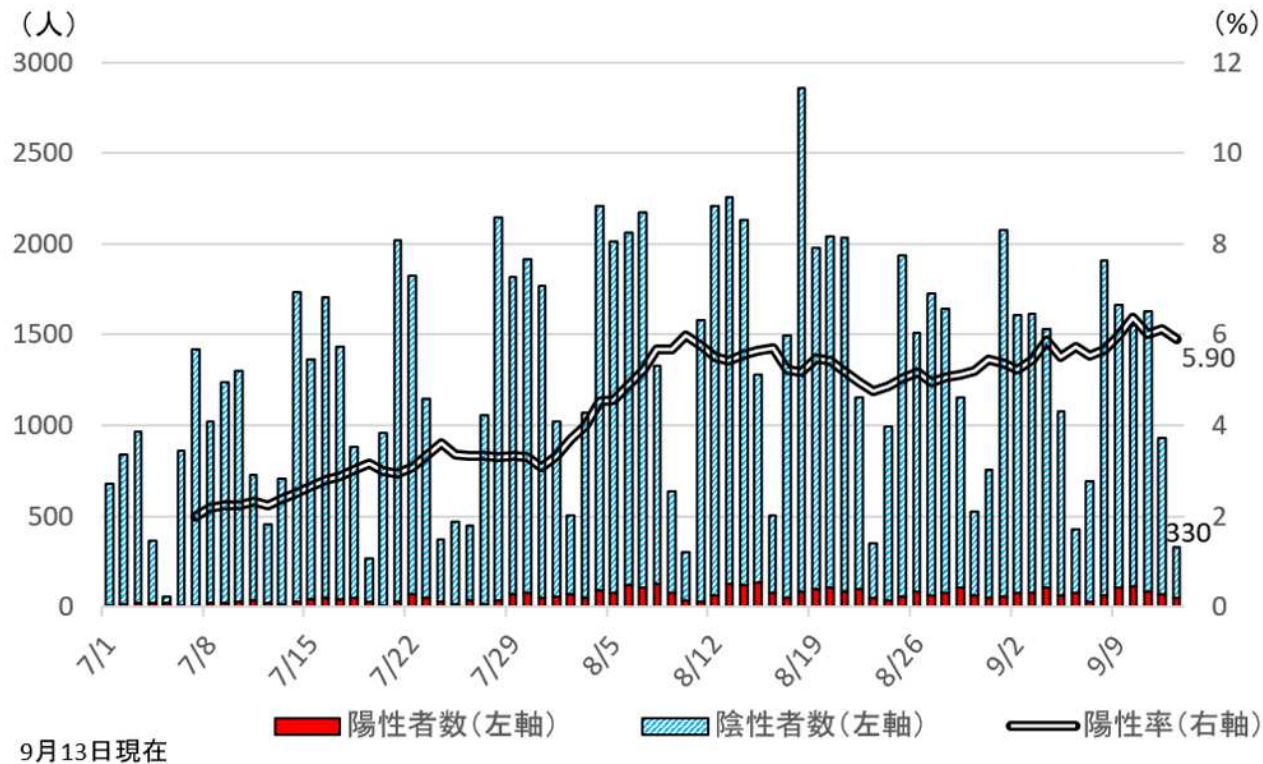


神奈川県



※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、15人（／週）以上であることを設定している。
※各日における入院者（疑似症は含まない。） + 自宅・宿泊療養者の合計数を人口10万人当りに換算

検査人数と陽性率の推移（モニタリング指標③）



※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、10%以上であることを設定している。

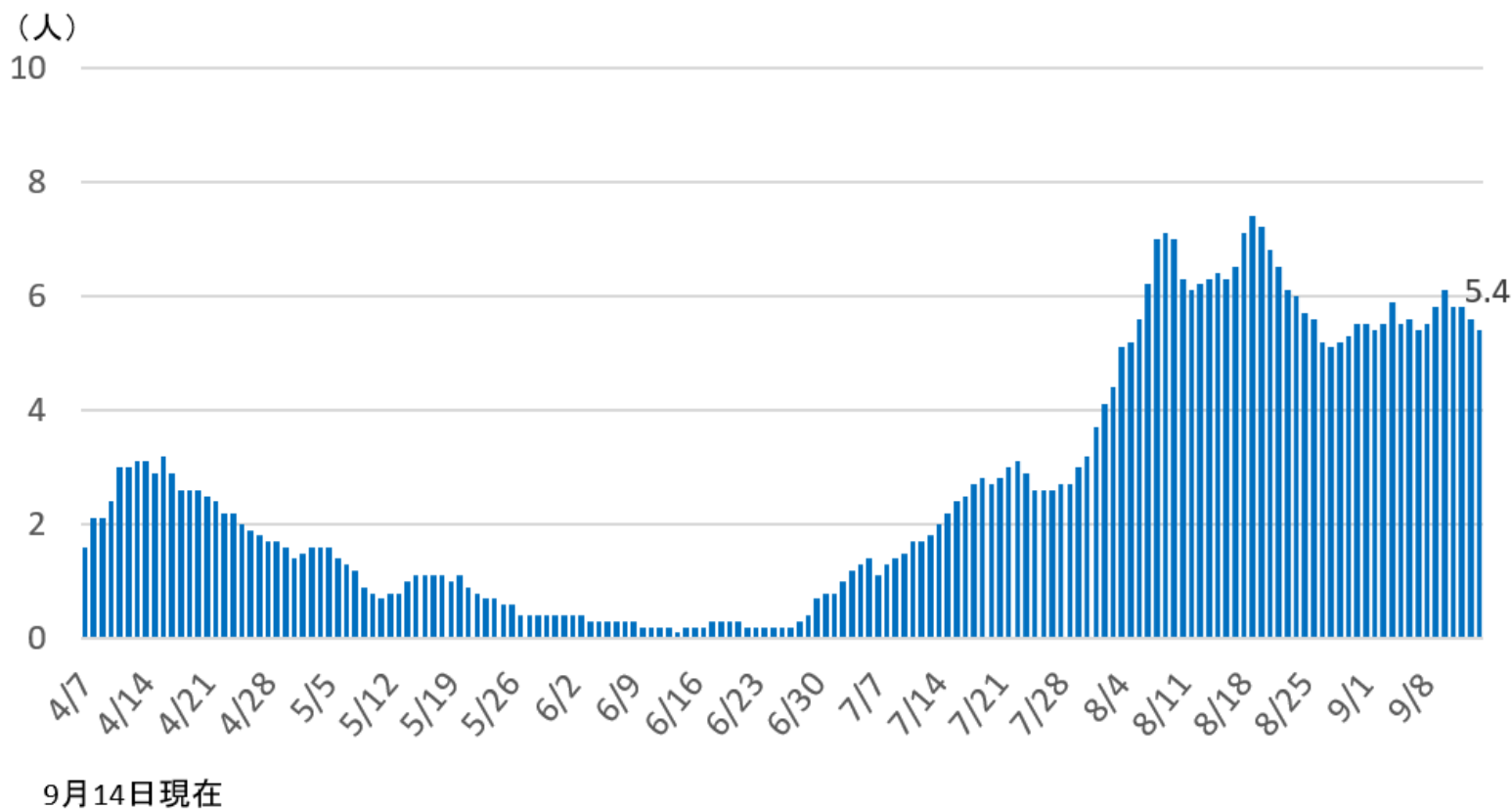
※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数 + 陰性者数 = 検査人数。

陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週平均)(モニタリング指標④)



神奈川県

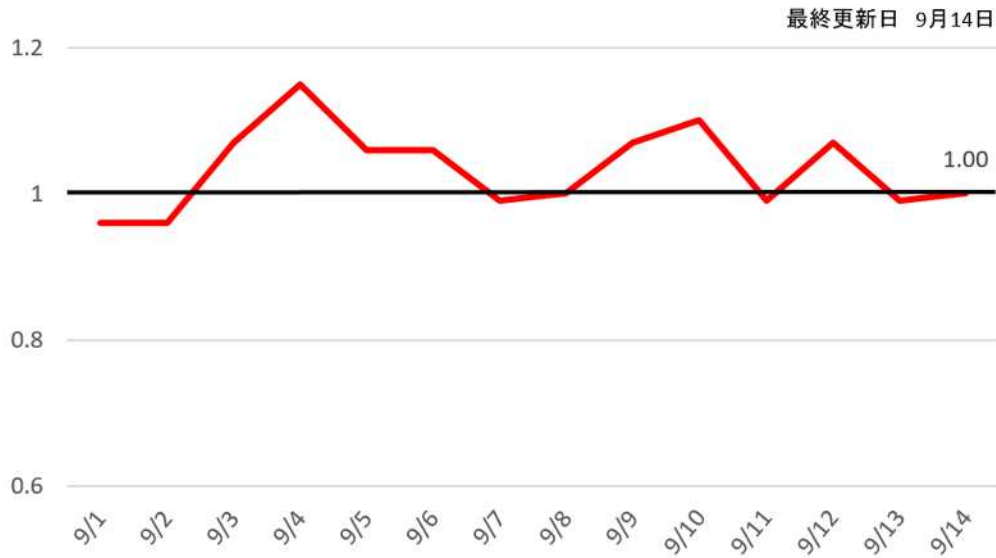


※各日における週平均の感染者数を人口10万人当りに換算

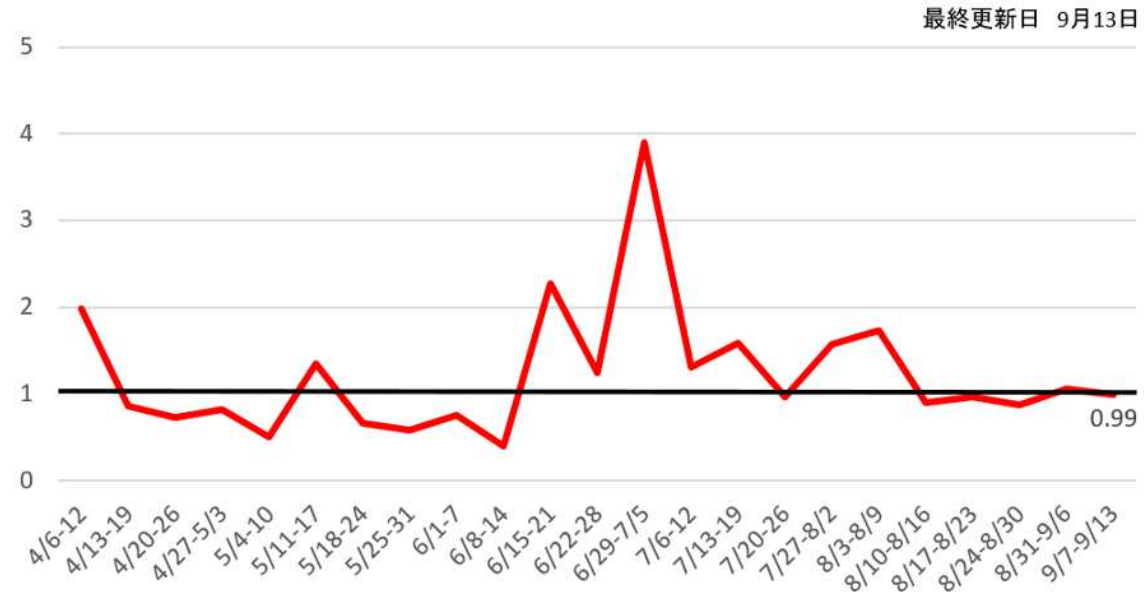
※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、15人（／週）以上であることを設定している。

新規感染者の推移（増加率）（モニタリング指標⑤）

■ 直近 2 週間における増加率



■ 4 月以降の各週増加率

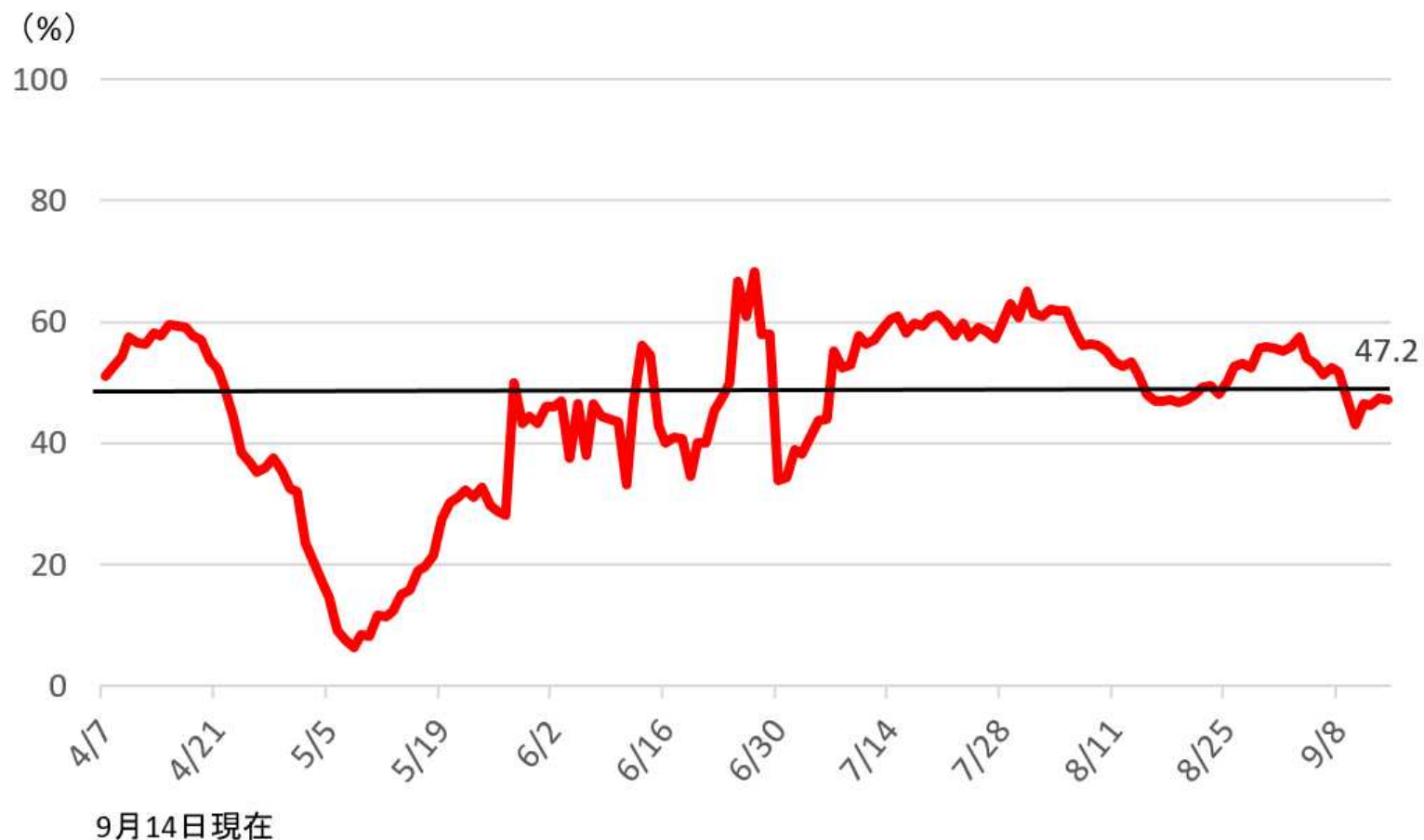


※その日までの直近の7日間の新規感染者数
 /その日の8日前の日までの7日間の新規感染者数
 (例) 8月8日～14日 / 8月1日～7日

※各週の新規感染者数の合計 / 前週の新規感染者数の合計

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、「直近一週間が先週一週間よりも多い」ことを設定している。

感染経路不明率（モニタリング指標⑥）



※各日における週平均の推移。クラスターによる新規発生者を含む。

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、50%以上であることを設定している。

クラスター未終息施設の状況（モニタリング指標⑦）

9月14日現在

施設分類	施設数	陽性患者数
医療機関	5	99
福祉・介護	7	135
学校・大学	5	75
幼保・児童	2	38
その他	9	56

28

403

※クラスター：同一施設内において、接触歴等が明らかな5人程度の発生が確認された状況
（未終結の施設数及び陽性患者数を計上）

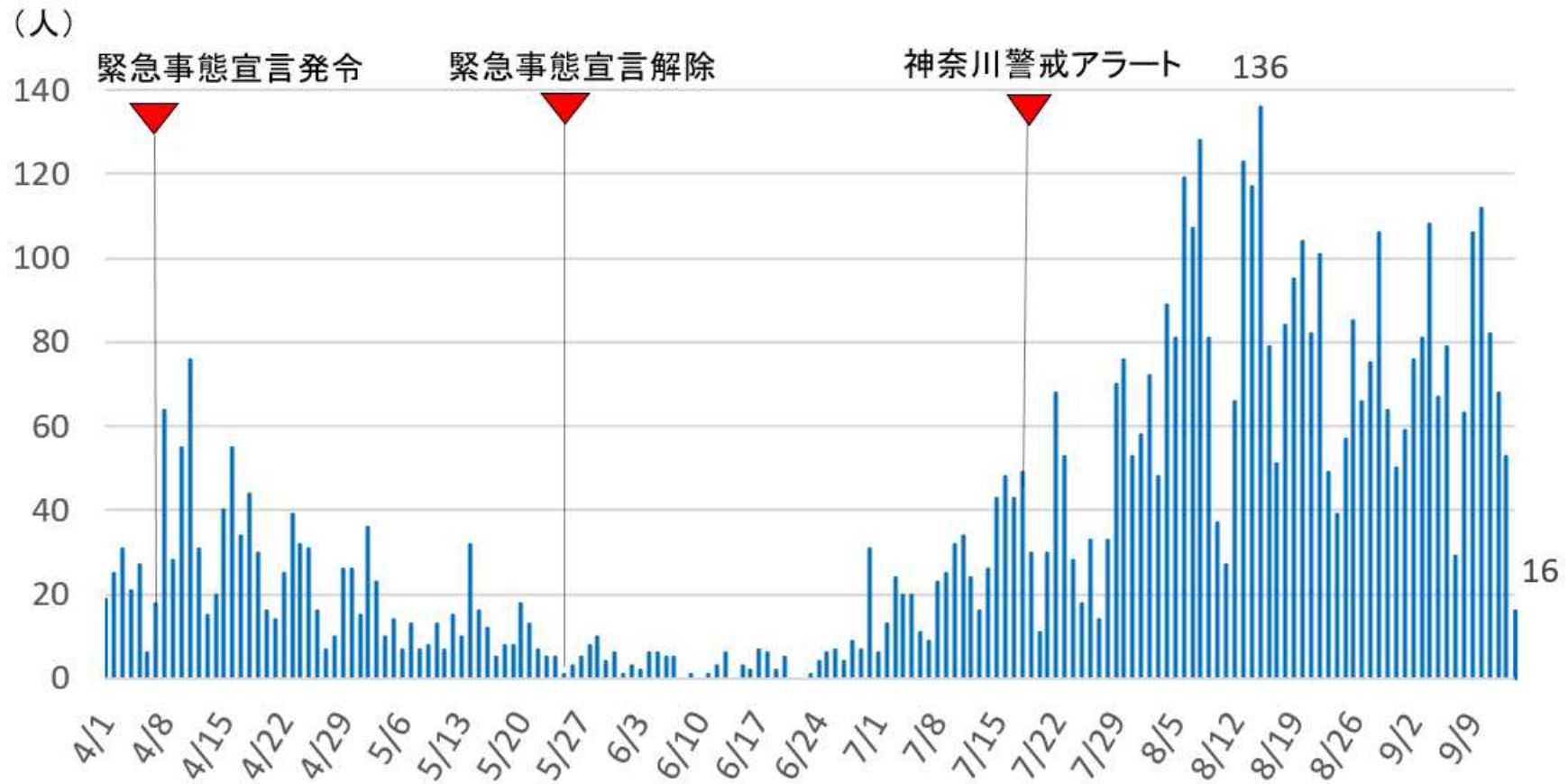
※未終結：最後の患者が発生してから28日を経過していない場合

（終結：最後の患者が発生してから28日以内に新たな患者が発生していない場合）

モニタリング指標と本県の状況について

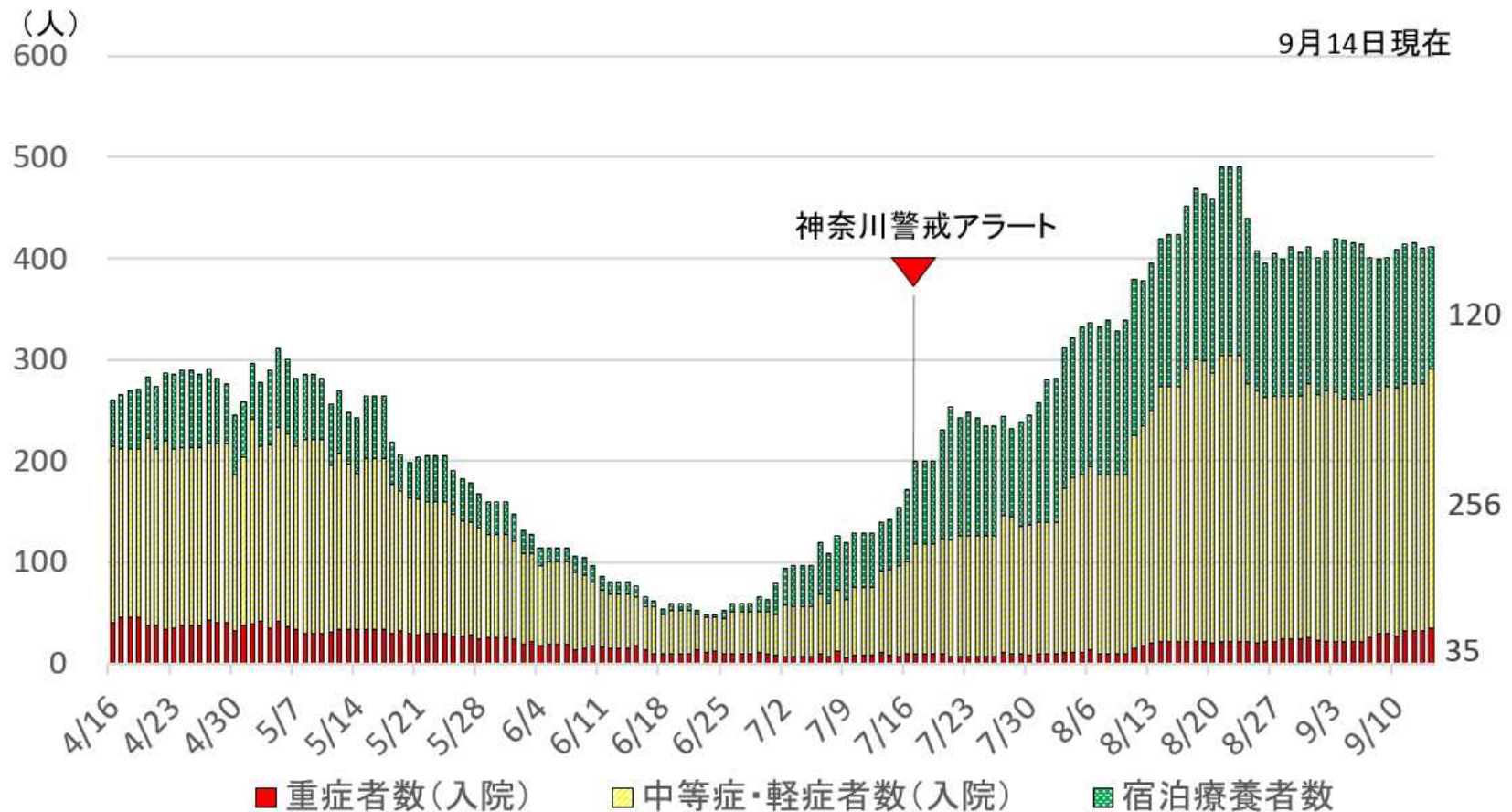
	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況			クラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合		③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明率	⑦クラスター発生状況	
	病床全体	うち重症者用病床						②療養者数
本県の状況 (時点)	15.01 % 291 床 9/14	17.50 % 35 床 9/14	675 人 9/13	5.90 % 9/13	500 人 9/14	多い (9/8 ~ 9/14 500) (9/1 ~ 9/7 499) 47.2 % 9/14	(医療機関) 5施設、計99人 (福祉介護) 7施設、計135人 (学校大学) 5施設、計75人 (幼保児童) 2施設、計38人 (その他) 9施設、計56人 9/14	
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 20%	・最大確保病床の占有率 20%	人口10万人当たり全療養者数(※)15人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり15人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	388床 1939床(※)×0.2 ※疑似症含まない確保病床数	40床 200床×0.2	1383人 92.19×15人	10%	1383人 (週平均197.5人/ 92.19×15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 50%	・最大確保病床の占有率 50%	人口10万人当たり全療養者数(※)25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり25人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	970床 1939床(※)×0.5 ※疑似症含まない確保病床数	100床 200床×0.5	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25人	10%	2304人 (週平均329.1人/ 92.19×25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—

新規感染者の推移（実数・日別）



9月14日現在

入院数・宿泊療養数の推移

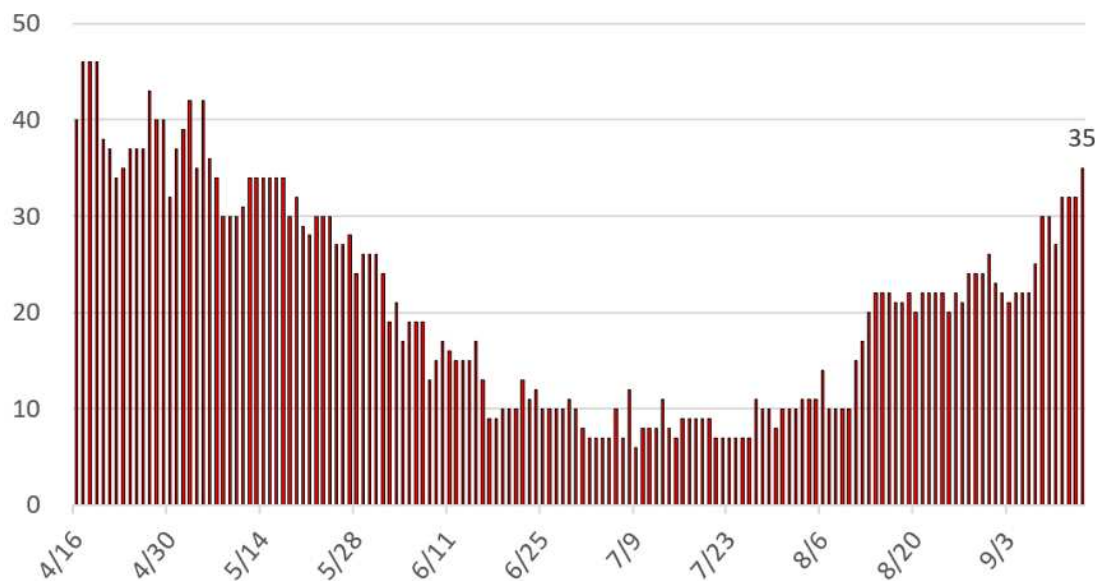


※入院患者数には疑似症患者数は含まない。

入院数の推移

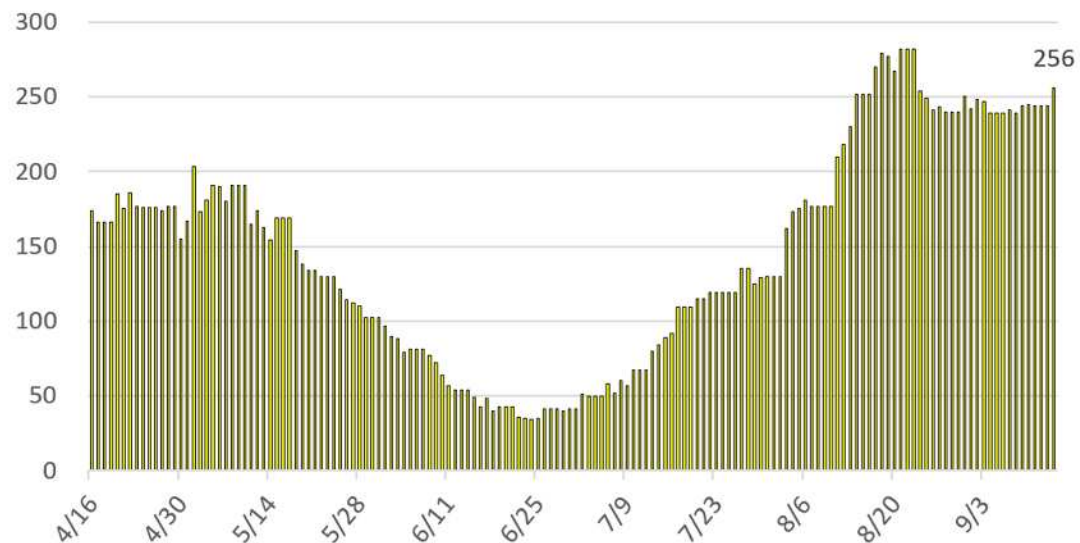
重症者数(入院)

9月14日現在



中等症・軽症者数(入院)

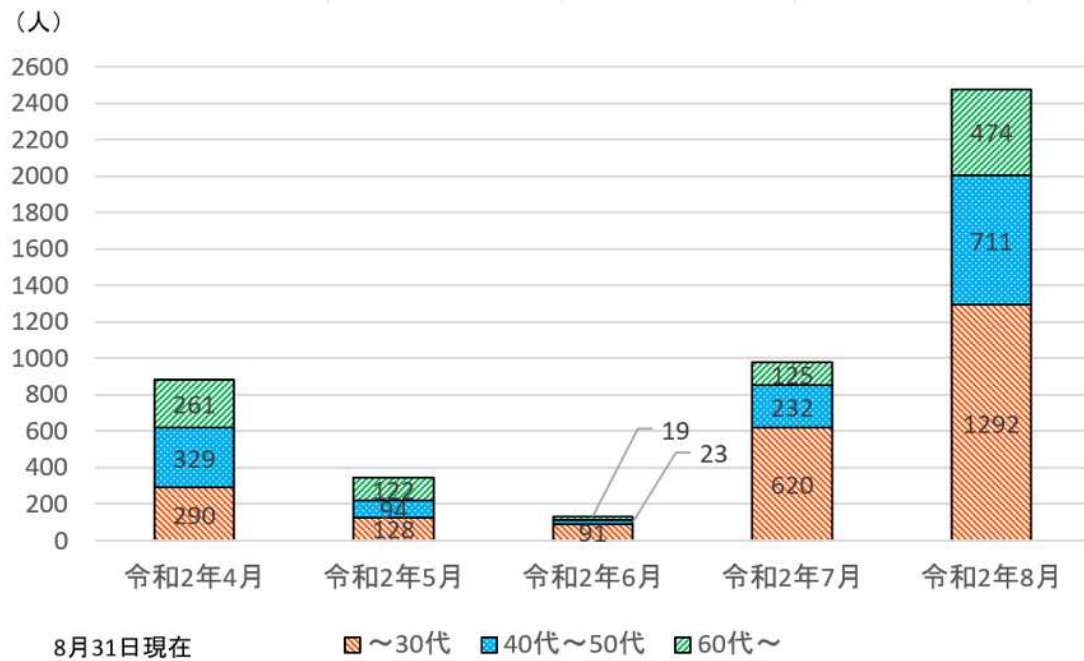
9月14日現在



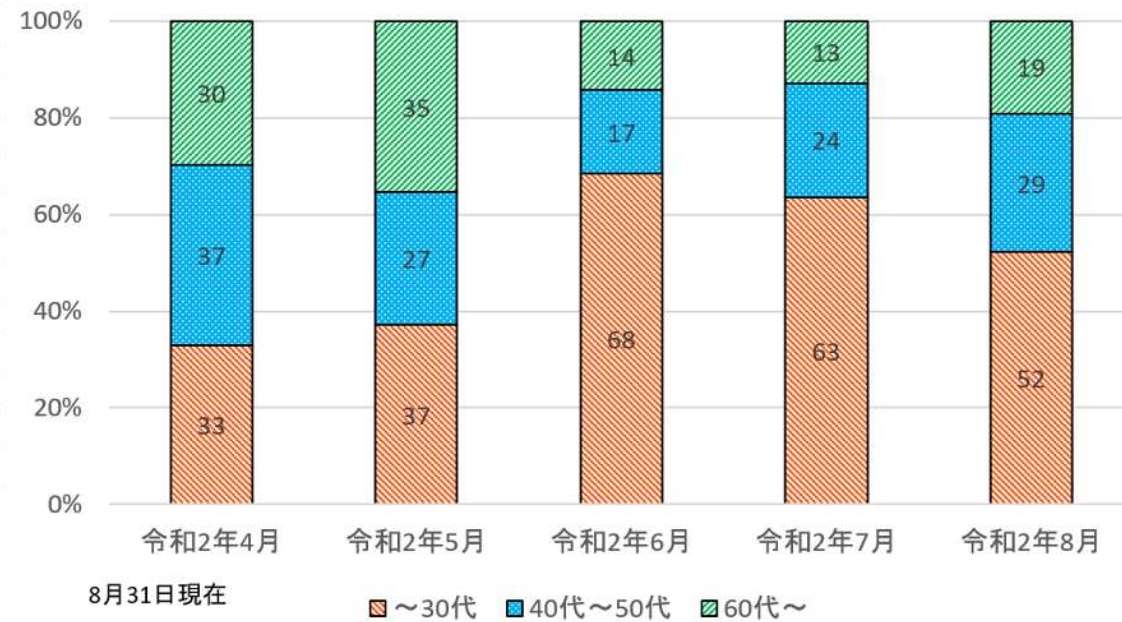
※入院患者数には疑似症患者数は含まない。

年代別感染者の推移（月別）

■ 実数ベース

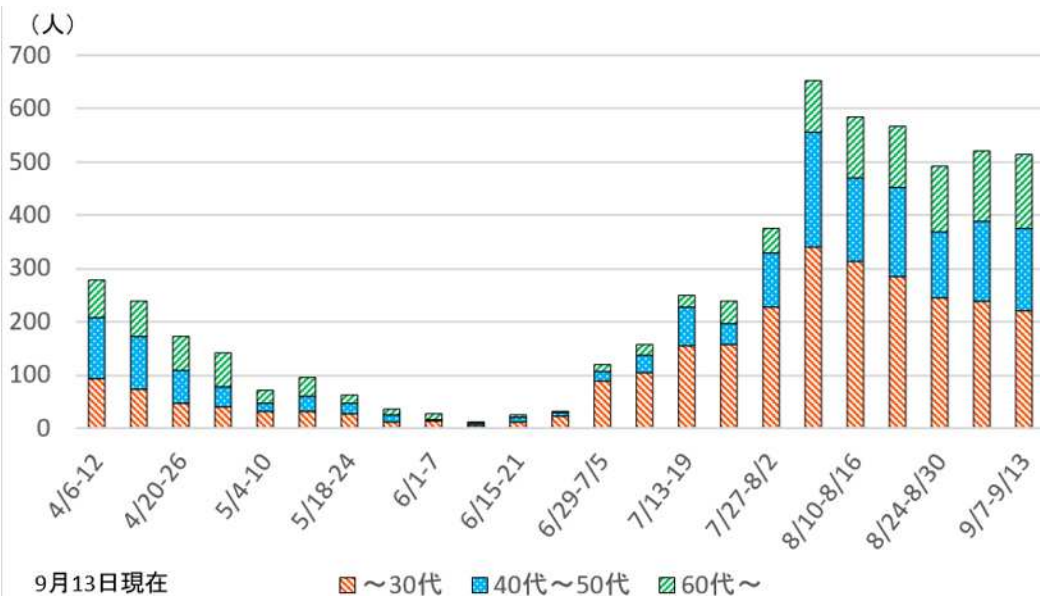


■ 割合ベース

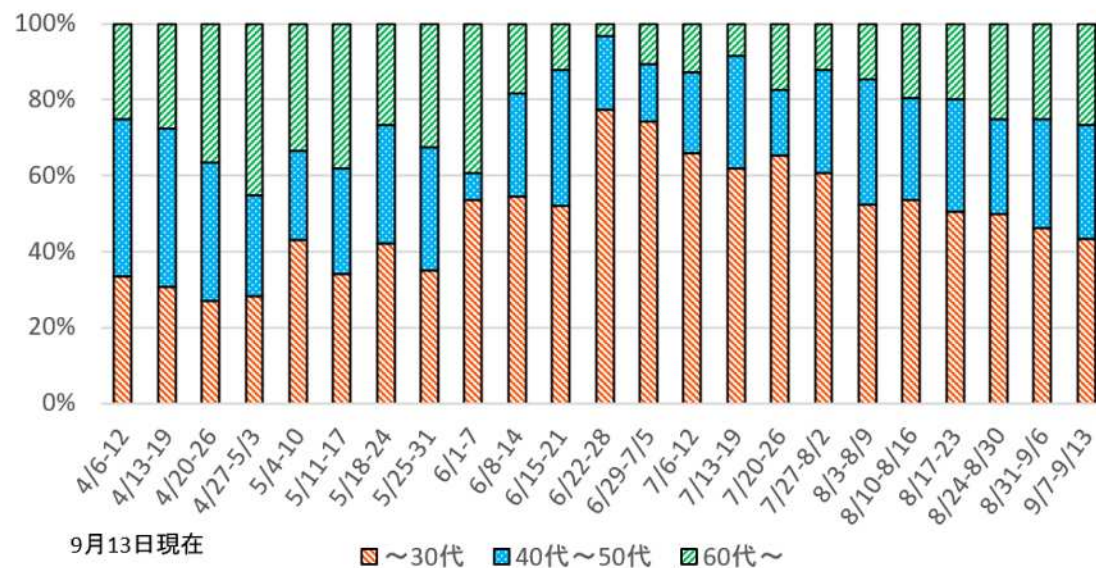


年代別感染者の推移（週別）

■ 実数ベース

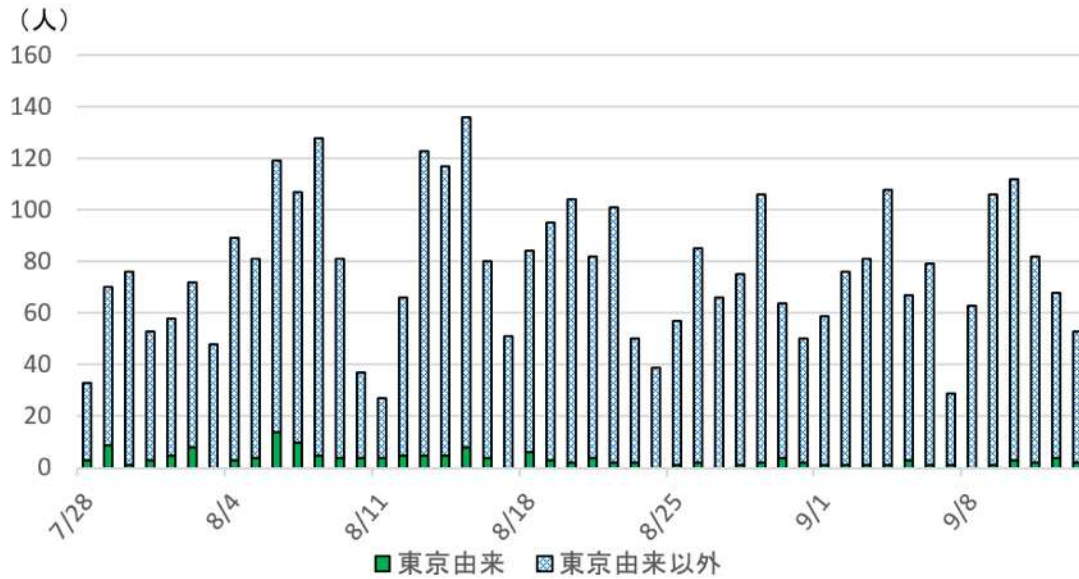


■ 割合ベース

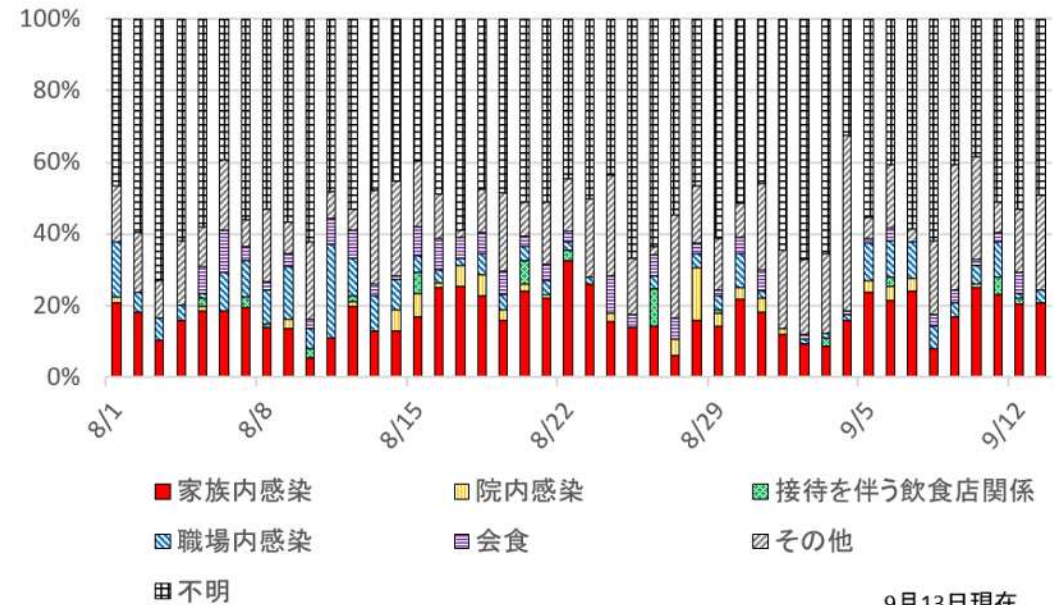


感染経路別

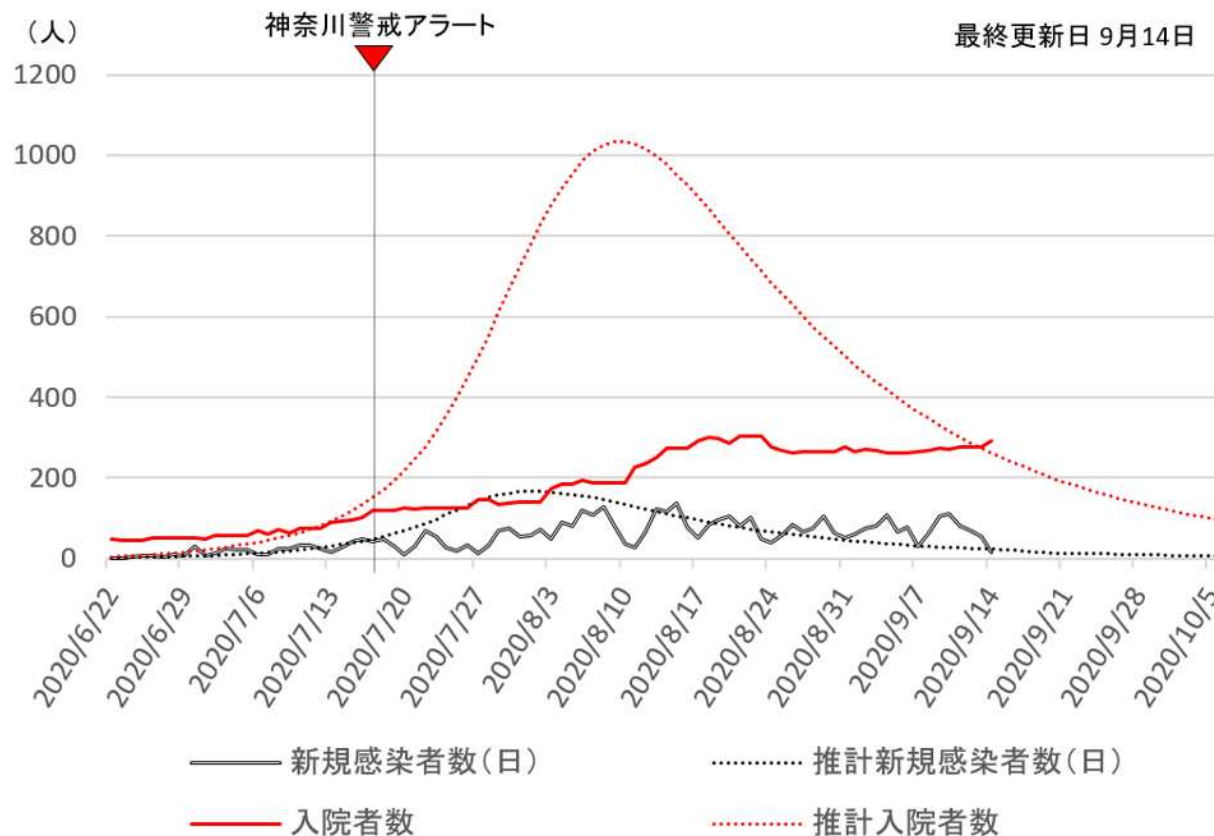
■ 東京由来の感染者の推移（人数ベース）



■ 感染経路別（割合ベース）



実数と推計数の比較（入院者数）



- ※実際の新規患者数が週200人となった日(7/15)と推計ツールで週約200人となる日(67日目)を同一日として、新規感染者数及び入院者数の実数と推計数を比較。
- ※推計新規感染者数及び推計入院者数は、国の推計ツールを用いて計算(生産年齢人口群中心モデル、実効再生産数=1.7、社会への協力要請を行うタイミング=1日)

事務連絡
令和2年9月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

て」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙3及び別紙4）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記(2)によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア)に該当しない催物は、イ)の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和2年8月24日付け事務連絡1.に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合には、十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（2）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 松田・植田・磯・井上・寺井
直通 03(6257)3085

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可**とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行**する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p> <p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
 - **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
 - 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
 - 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ**（COCOA）や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
 - 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
 - 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
 - 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**
- ※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

①	マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

⑪	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に**100%以内の収容を可能とする**。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等			
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定） 		
想定されるイベント及び収容率等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> </tr> </table>	<p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 	<p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
<p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 	<p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 		
100%開催の具体的要件	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 		

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

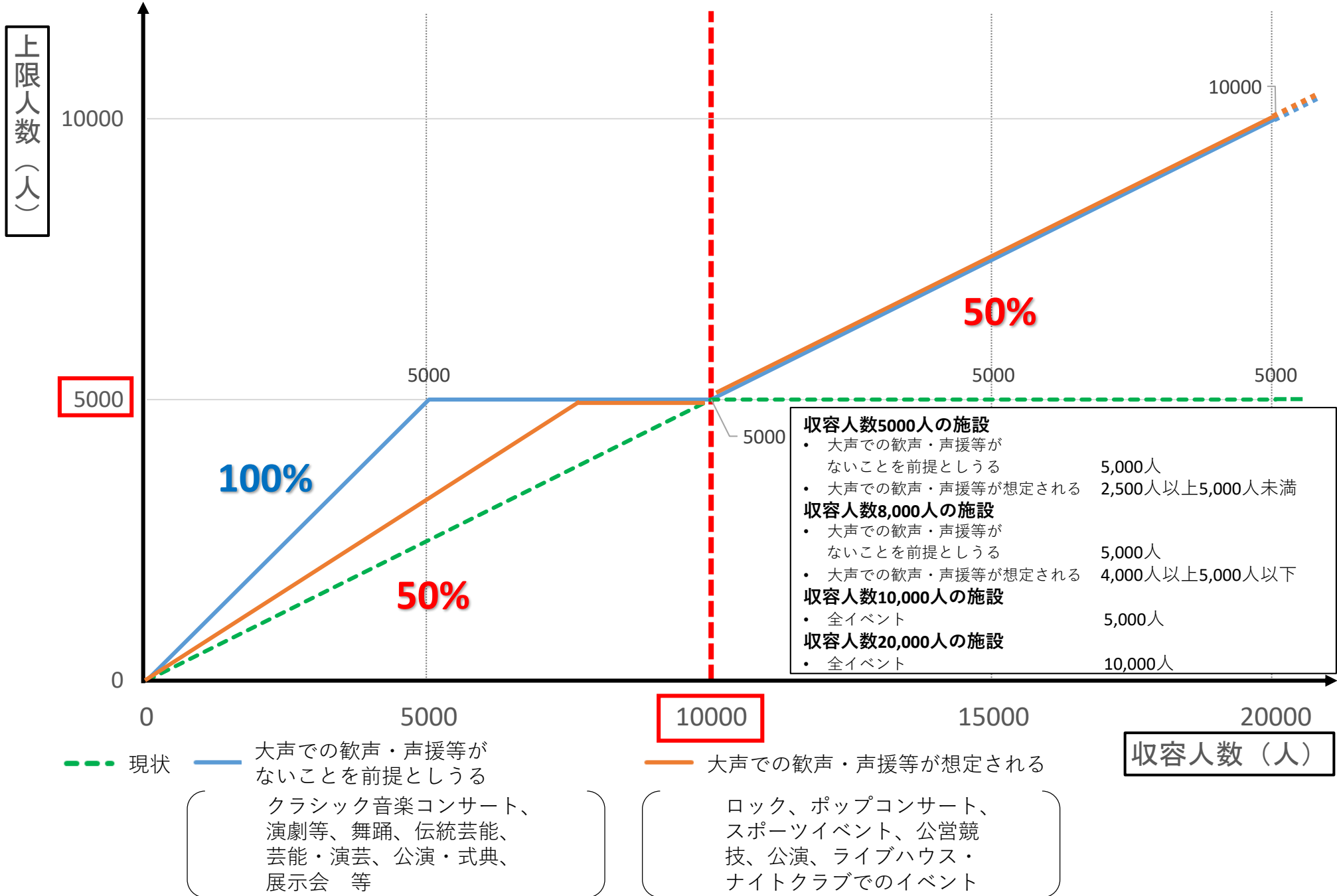
	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスクは**、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加**するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定**する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等**については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討**するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 		

イベント類型と収容率・上限人数の関係



基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m**確保
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和2年5月25日改定

令和2年6月18日改定

令和2年7月9日改定

令和2年7月17日改定

令和2年7月29日改定

令和2年8月7日改定

令和2年8月19日改定

令和2年9月15日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 9月19日午前0時をもって、別紙「3 緊急事態宣言解除後のイベント開催について」のとおり、自粛の要請を解除する。なお、イベント開催の制限緩和にかかる具体的な条件については、9月11日付け国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講ずべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。
- 県は(別紙)「2 神奈川警戒アラート指標」に示す基準に達した場合、神奈川警戒アラートを発出する。
- 神奈川警戒アラートを発出した場合は、県民に「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所に行かないことを要請するとともに、事

業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

- 医療提供体制については、感染状況がステージⅢに移行することが見込まれる段階で、医療機関に対して病床拡大の要請を検討する。
なお、病床拡大を要請した場合は、2週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

(別紙)

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%以上 (388 床)	最大確保病床の占有率 20%以上 (40 床)	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上 (1,383 人)	10%	15 人/10 万人/週 以上 (1,383 人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 50%以上 (970 床)	最大確保病床の占有率 50%以上 (100 床)	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上 (2,304 人)	10%	25 人/10 万人/週 以上 (2,304 人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 神奈川警戒アラート指標

クラスターによる新規陽性患者数を含めて 33 人 (人口 10 万人当たり感染者数 2.5 人(週)に相当する 230 人の 1 週平均数) 以上となった場合、翌日までには「神奈川警戒アラート」を発出する。

3 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

時期		収容率		人数上限
5月25日 ～	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔		200人
6月19日 ～	屋内	50%以内		1,000人
	屋外	十分な間隔		1,000人
7月10日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
<u>9月19日 ～（※1）</u>	<u>イベント の類型</u>	<u>歓声・声援等が 想定されないもの</u>	<u>歓声・声援等が 想定されるもの</u>	<u>○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</u> <u>○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</u> <u>（注）収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度（両方の条 件を満たす必要）</u>
		<u>・クラシック コンサート</u> <u>・演劇、寄席、 古典芸能等 （雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等）</u> <u>・展示会 等</u>	<u>・ロック、ポップ コンサート</u> <u>・スポーツ イベント等</u>	
		<u>100%以内 （席がない場合 は適切な間隔）</u>	<u>50%（※2）以 内 （席がない場合 は十分な間隔）</u>	

※1 「9月19日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月10日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

※2 ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 今後のイベント開催の制限緩和は、国の動向や県内の感染状況を踏まえて検討する。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。



令和2年9月14日

感染症対策協議会提出資料

新型コロナウイルス（Cov）と季節性インフルエンザ（Flu） 流行期に向けた対策（案）

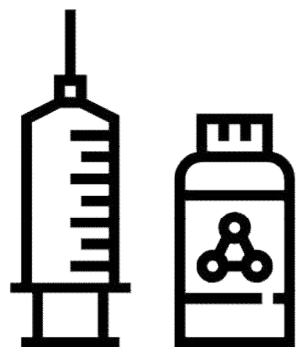
神奈川県 医療危機対策本部室

2020/09/14

季節性インフルエンザの流行を見据えて、下記施策を打つ必要がある

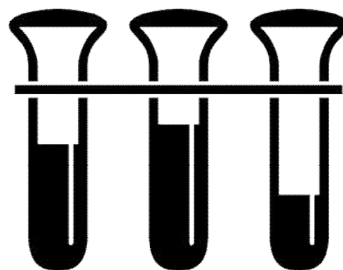
① Fluワクチン接種体制の確立

重症化防止効果を目的に、優先度を定めたワクチン接種体制を推奨する必要がある。



② 検査体制の確立

新型コロナウイルスおよびインフルエンザウイルスに関して必要な検査ができる体制を構築しなければならない。



③ 受診体制の確立

地域医療機関が連携して、発熱・呼吸器症状患者が広く受診できる体制を整える必要がある



① ワクチン接種体制

高齢者のFlu感染による重症化阻止 = 医療機関負荷の回避

高齢対象者者

例年のワクチン実績：接種50%程度
→10~20%アップ目標？

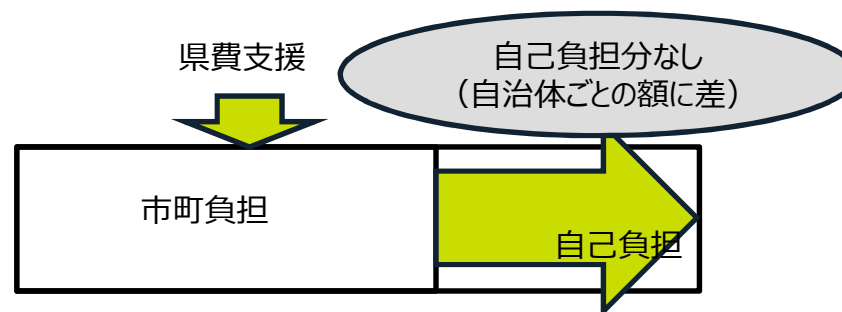
≥65 ; 2,305千人
≥60+身障1級 ; 32千人



市町村に対する補助事業

全対象者自己負担なし 各市町へ補助

高齢者、基礎疾患
保有者は接種しま
しょう！



県はワクチン流通に関する状況を神奈川県医薬品卸業協会から把握

2. 検査体制の確立

検査数を見込んで、それが実施できる体制を整える必要

検査数および予算

必要な検査数

- 最大発熱患者 (27,000人/day)
- 最大Flu陽性患者 (13,000人/day)
- = Cov検査必要数 (14,000人/day)

*8000人？

: 発熱・咳患者の70%がFluと仮定

8000~14000人/日
のCov検査体制

発熱患者の診療・検査施設拡大が急務

検査能力

- Flu検査キット (全国流通の6~7%)
流通分不足は想定されない
* 予算・獲得 = C-CAT使用分 (執行対応)
現検査キットの確保 (必要量: 10,000を備蓄)
- Cov抗原検査キット
A社100万キット/月以上生産 (5000/日必要)
- Cov-PCR等検査 (9月上旬)
民間検査機関3000~3500
医療機関2000 (~3000)

想定される受診患者数

最大発熱患者 (27,000人/day)

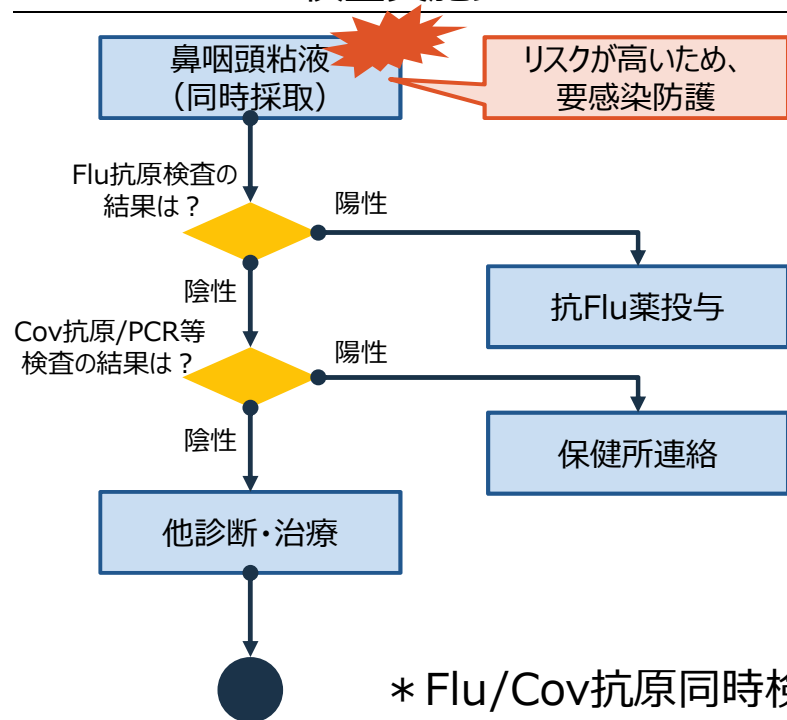
人口比率に基づく市町村別需要

	人口	構成比	人口割
横浜市	3,758,058	0.40772681	11,009
川崎市	1,539,590	0.16703631	4,510
相模原市	722,983	0.07843933	2,118
横須賀市	390,905	0.04241085	1,145
平塚市	257,635	0.02795186	755
鎌倉市	172,763	0.01874375	506
藤沢市	436,477	0.04735514	1,279
小田原市	189,121	0.0205185	554
茅ヶ崎市	242,335	0.0262919	710
逗子市	56,978	0.00618177	167
三浦市	41,836	0.00453896	123
秦野市	164,323	0.01782806	481
厚木市	224,019	0.02430472	656
大和市	239,065	0.02593712	700
伊勢原市	102,073	0.01107431	299
海老名市	135,506	0.01470159	397
座間市	130,828	0.01419406	383
南足柄市	41,296	0.00448037	121
綾瀬市	84,312	0.00914735	247
葉山町	31,532	0.00342103	92
寒川町	48,549	0.00526728	142
大磯町	31,148	0.00337937	91
二宮町	27,557	0.00298977	81
中井町	9,273	0.00100607	27
大井町	17,068	0.00185178	50
松田町	10,687	0.00115948	31
山北町	9,553	0.00103644	28
開成町	18,186	0.00197307	53
箱根町	10,935	0.00118638	32
真鶴町	6,726	0.00072973	20
湯河原町	23,478	0.00254722	69
愛川町	39,254	0.00425882	115
清川村	3,049	0.0003308	9
	9,217,098		27,000

検査方法①：一段階検査法（鼻咽頭粘液）

一段階で鼻咽頭粘液を採取する

検査実施フロー



メリット・デメリット

メリット

- ✓ FluとCov両者検体を同時採取できる
- ✓ 診療所等その場（30分程度）で判定可能
- ✓ 広い対象者（小児/高齢者等）

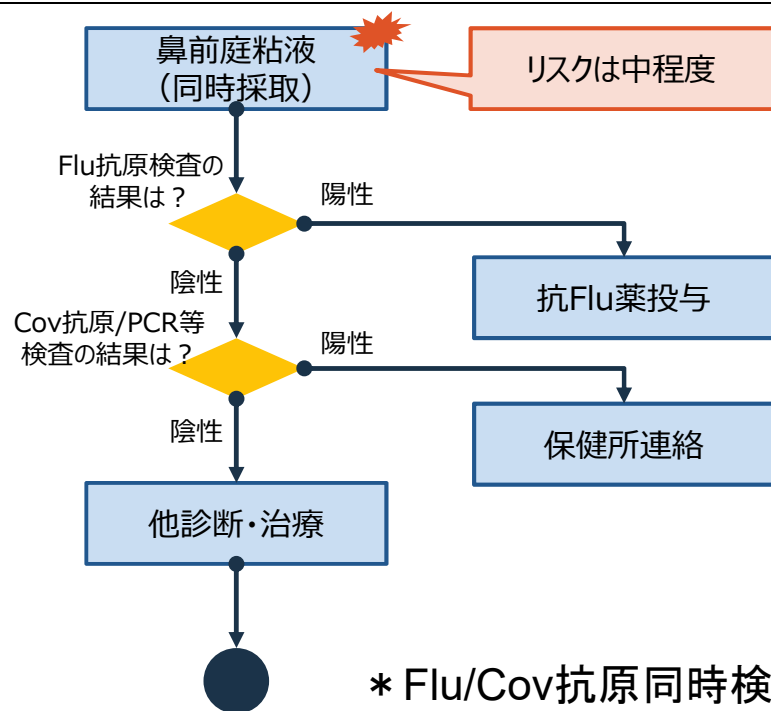
デメリット

- ✓ 鼻咽頭粘液採取のため適正な感染防護が必要

検査方法②：一段階検査法（鼻前庭粘液）

一段階で鼻前庭粘液を採取

検査実施フロー



メリット・デメリット

メリット

- ✓ FluとCov両者検体を同時採取できる
- ✓ Flu検査は感染リスクを中等度まで軽減できる
- ✓ Cov検査も唾液採取によりリスク軽減できる

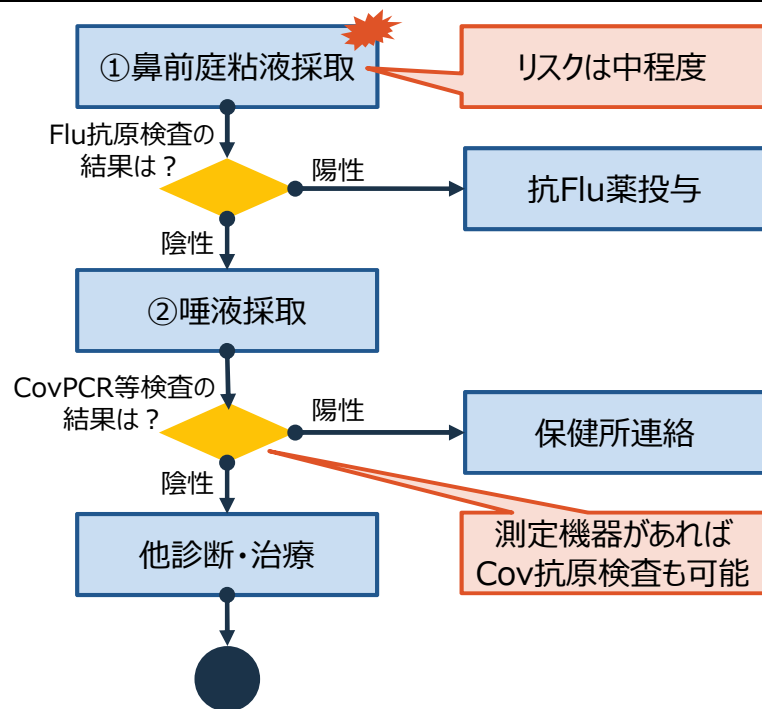
デメリット

- ✓ PCR等の検査は外注検査等一定時間を要する
- ✓ 鼻前庭採取によるCov検査認可予定

検査方法③：二段階検査法（鼻前庭粘液＋唾液）

二段階で鼻前庭粘液→唾液を採取

検査実施フロー



メリット・デメリット

メリット

- ✓ Flu検査は医療者の感染リスクを中程度まで軽減できる
- ✓ Cov検査も唾液採取によりリスク軽減できる

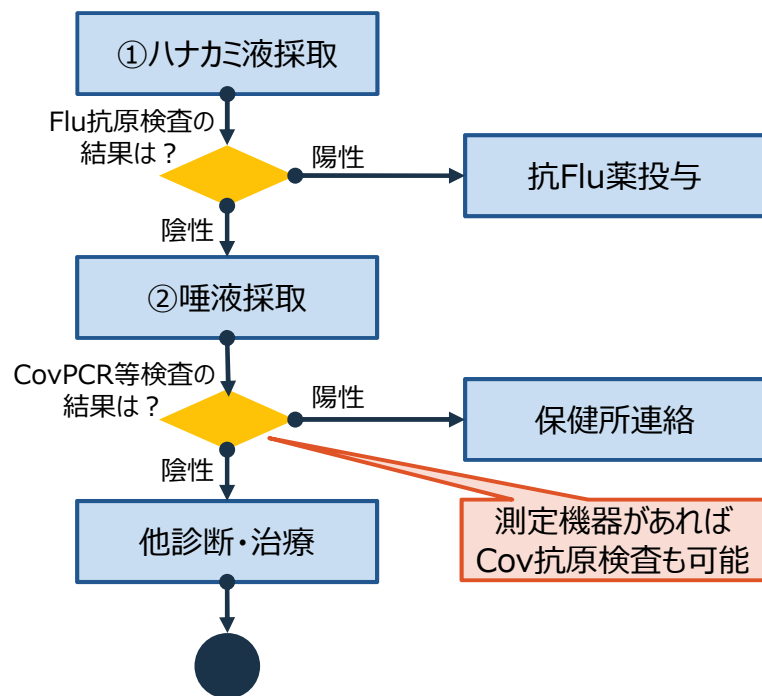
デメリット

- ✓ 2段階検査なのでFlu陰性の場合に改めて検体採取
- ✓ PCR等の検査は外注検査等一定時間を要する

検査方法④：二段階検査法（ハナカミ液＋唾液）

二段階でハナカミ液→唾液を採取

検査実施フロー



メリット・デメリット

メリット

- ✓ Flu検査は医療者の感染リスクを軽減できる
- ✓ Cov検査も唾液採取によりリスク軽減できる

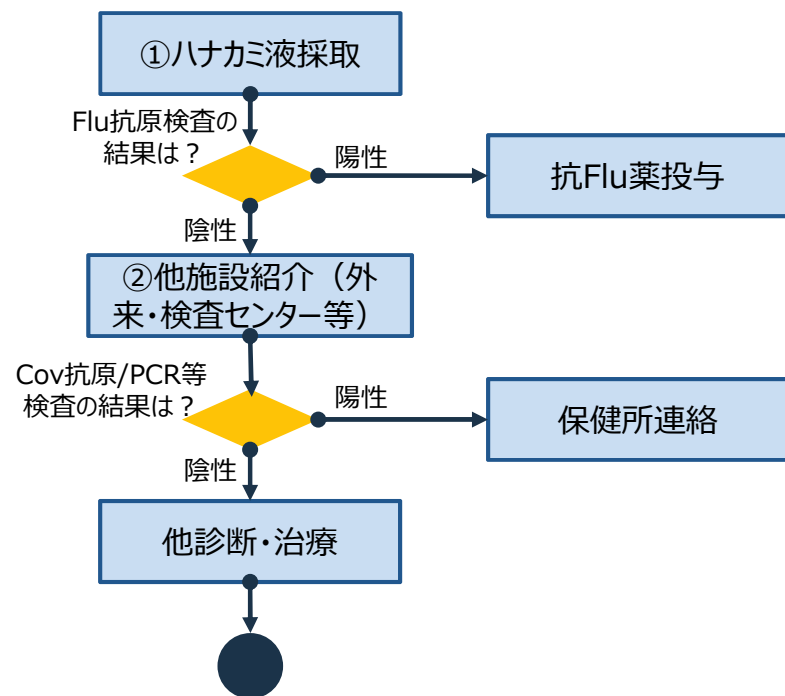
デメリット

- ✓ 2段階検査なのでFlu陰性の場合に改めて検体採取
- ✓ PCR等の検査は外注検査等一定時間を要する

検査方法⑤：二段階検査法（ハナカミ液＋他施設）

二段階でハナカミ液（Flu）→他施設検査（Cov）

検査実施フロー



メリット・デメリット

メリット

- ✓ Flu検査は医療者の感染リスクを軽減できる
- ✓ Cov検査は対応施設へ紹介できる

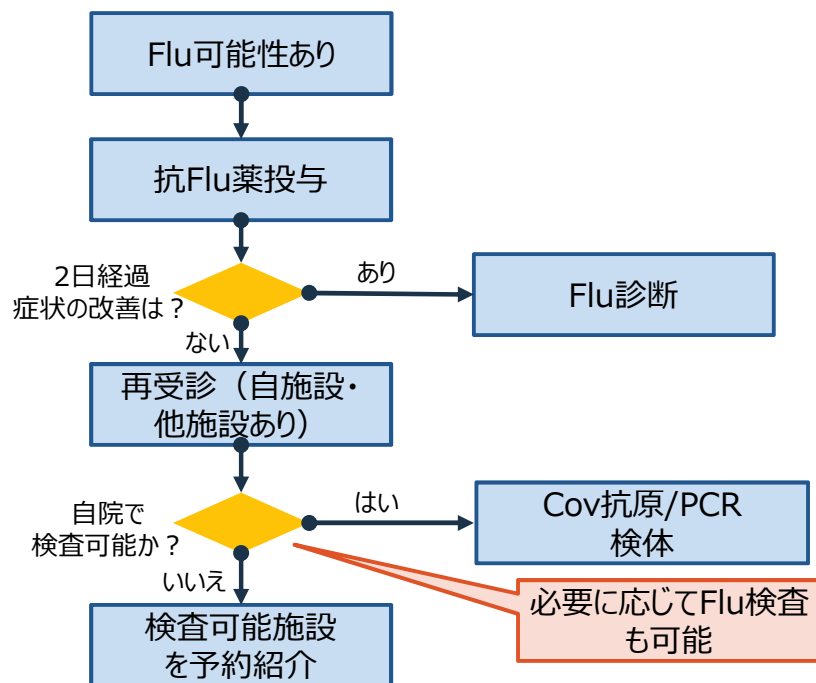
デメリット

- ✓ 2段階検査なのでFlu陰性の場合に他の施設の予約・紹介が必要
- ✓ 鼻前庭採取によるCov検査認可予定
- ✓ PCR等の検査は外注検査等一定時間を要する

検査方法⑥：臨床診断優先

初回検査回避、再受診時検査法実施は下記

臨床診断優先フロー



メリット・デメリット

メリット

- ✓ 感染リスクを回避し対応可能施設が多くなる
- ✓ オンライン診療しやすい

デメリット

- ✓ 自施設完結不可なら他の施設の予約・紹介が必要
- ✓ 小児は臨床診断で投薬に抵抗ある
- ✓ 改善ないとき2回目受診
- ✓ PCR等の検査は外注検査等一定時間を要する

補足) オンライン診療

対象：発熱・呼吸器症状を有する成人
(16歳以上)の本人希望者

- Flu検査なしで抗インフルエンザ薬処方
- 2日後改善ない場合または症状が増悪した場合にはFlu/Cov検査を前提にした受診

検査法⑥で運用しやすい

選択例

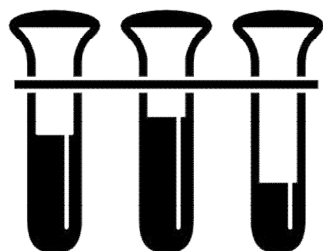
選択基準

- 十分な防護体制構築が可能：①
- 施設条件が少なく選択しやすい：⑥②⑤
- 地域としての連携：⑤⑥
- 小児、高齢者等：①②⑤
- オンライン診療：⑥

3. 受診体制の確立

2セット対応の体制

Flu+Cov-SARS-2セット対応が可能な体制を整える。



インフルエンザ診療・検査医療機関（仮）指定

受診外来と入院施設の機能集約や、外来/検査センターを活用して体制を強化する。



受診相談センター

帰国者・接触者相談センターを「受診相談センター」とし、感染の疑いのある患者を案内する部門を設ける。




各医療機関・郡市医師会と調整しながら、受診体制を確立

インフルエンザ流行期における インフルエンザ診療・検査医療機関の分類

発熱、呼吸器症状等の症状のある患者に対して

検査法パターン

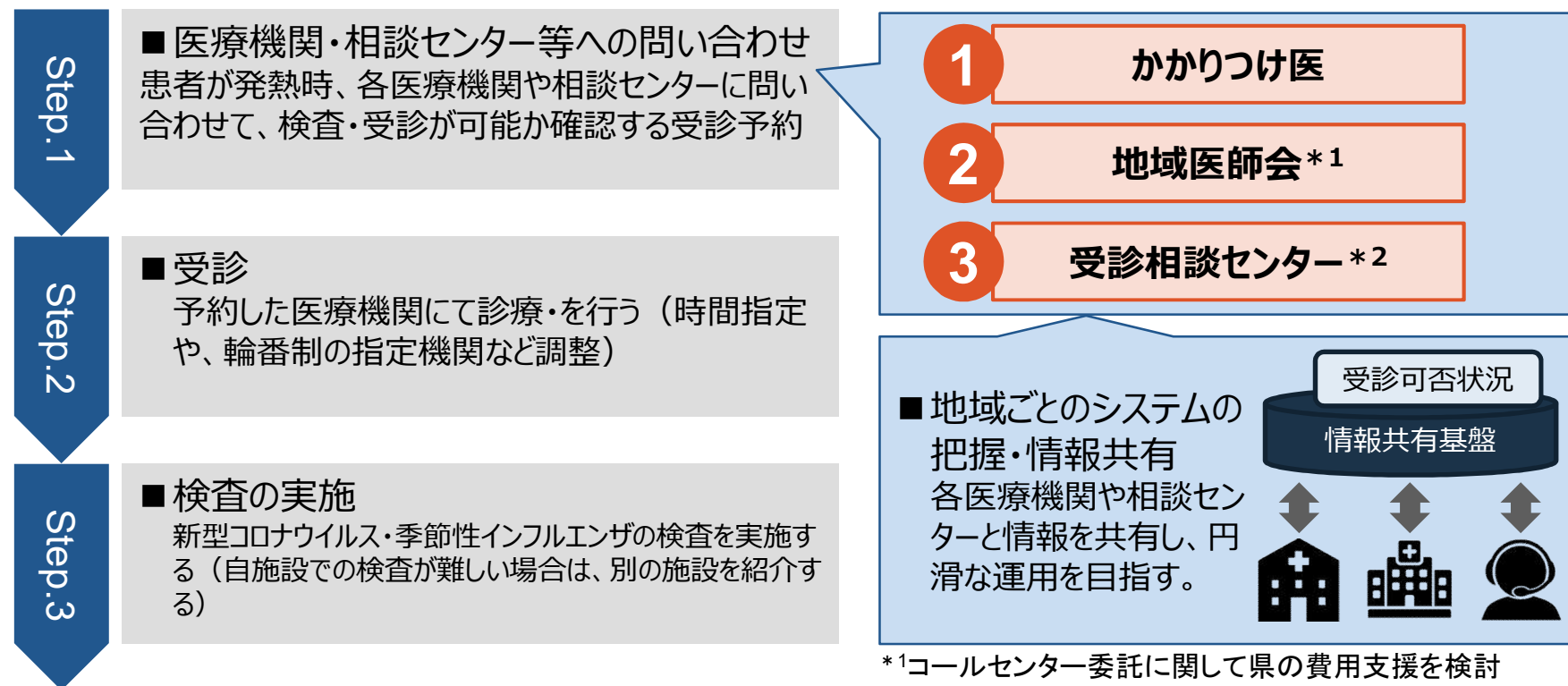
- 
- A : 自施設で診療して、Flu検査/Cov検体採取実施 : ①, ②, ③, ④, ⑥
 - B : 自施設で診療して、Flu検査はするがCov検体採取はしない : ⑤
 - C : 自施設で診療するが、Flu/Covともに検体採取しない : ⑥
 - D : 自施設での診療をせず、地域で定められた施設を紹介する

インフルエンザ診療・検査医療機関（仮）指定

医療機関名の公表是非に関しては地域ごとに検討

患者のアクセス

神奈川モデルのベースとなった情報基盤を今後も活用し、円滑な運用体制を目指します。



*1コールセンター委託に関して県の費用支援を検討

*2受診相談センター業務・契約変更必要

Flu+Cov検査実施施設のパターン

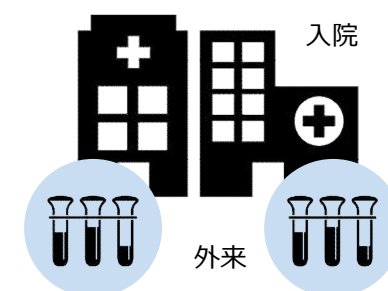
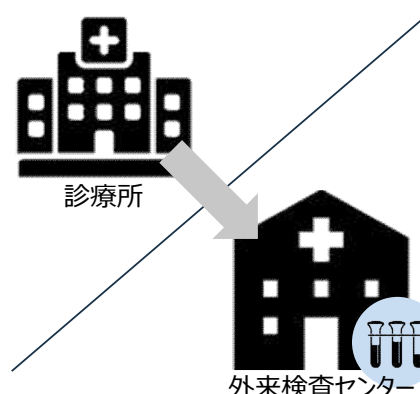
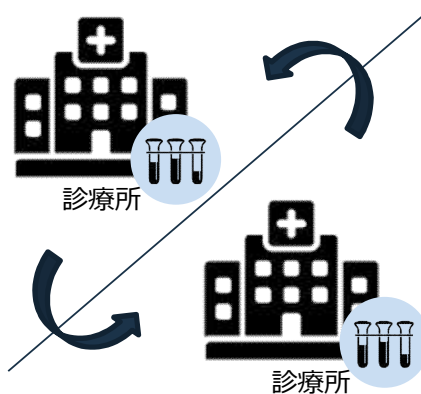
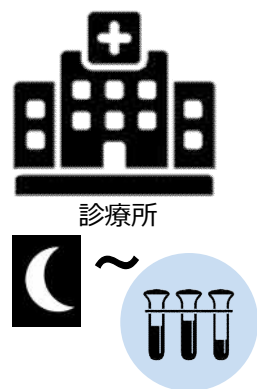
下記の通り4つのパターンが想定され、郡市医師会と調整しながら診察・検査可能機関確保

ア. 単独診療所時間分離制

イ. 複数診療所輪番制

ウ. 外来検査センター

エ. 病院の外来
(旧帰国者・接触者外来)



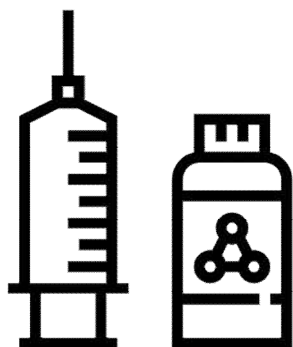
- * 投薬機能の整備
- * Cov抗原検査キット準備

郡市医師会と共同で、診察・検査可能機関確保と投薬・入院フローを確立

郡市医師会、市町で共有・調整必要な事項

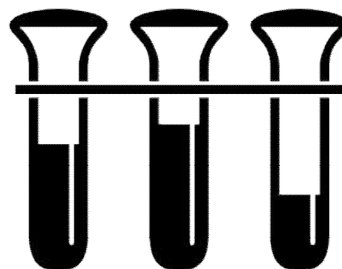
① ワクチン接種体制の確立

- ・例年通り予約・接種を基本
- ・高齢者、基礎疾患のある方へのFluワクチン接種確保。
- ・早期接種に偏らない働きかけ



② 検査体制の確立

- ・各病院、診療所におけるFlu/Cov検査法の選択(①～⑥)
- ・インフルエンザ診療・検査医療機関(仮)確定(A/B/C)
- ・診察・検査可能施設の確保



③ 受診体制の確立

- ・患者問い合わせのためのコールセンター確保
- ・帰国者・接触者外来の取り扱い
- ・受診相談センターの業務・契約変更
- ・地域の診療可能医療機関情報の取りまとめ/共有



1. 検査法⑥（Flu検査なしでFlu投薬開始）に関して

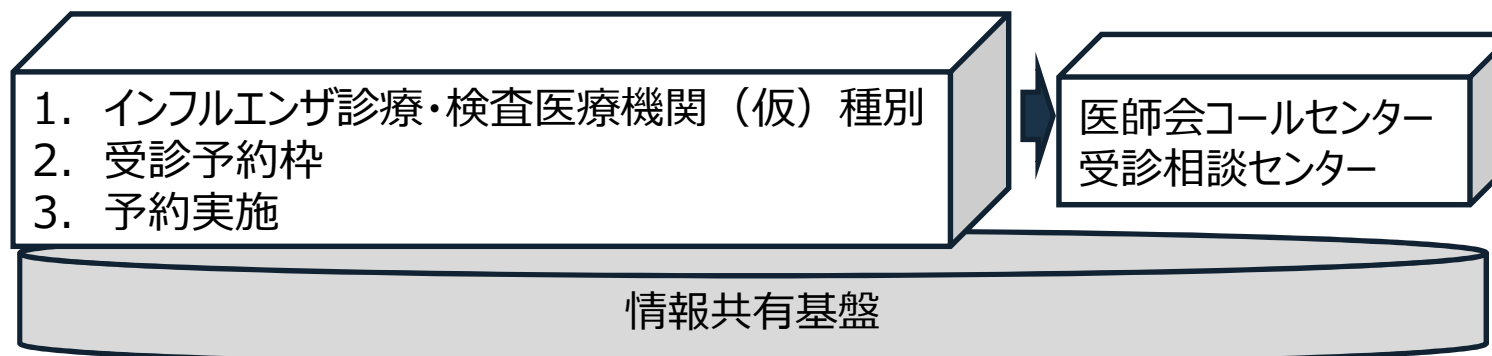
感染症法定点観察届け出

保険者

学校・事業体の診断書

いずれも初診時、臨床診断でFlu診断を行って問題ないはず

2. 地域での情報基盤に関して



知事メッセージ

全国的に、新型コロナウイルスの新規感染者が減少傾向にあると言われて
いる中、国は、去る 11 日に、イベントの開催制限について、さらなる緩和の
目安を示しました。

これを受けて、県は、県内で開催されるイベントについて、この 19 日か
ら、国と同様の緩和を行います。

これにより、イベントの開催は、人数上限がなくなり、収容定員の 50%以
内での実施が可能になります。また、収容人数 1 万人以下の歓声・声援等が
想定されないイベントは、5 千人を上限に収容定員の 100%までの実施が可
能となります。ただし、業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染
防止対策が担保される場合に緩和されることとなりますので、9 月 19 日に
一斉にイベントが解除される訳ではありません。個別のイベントの状況につ
きましては、別途お知らせしてまいります。

本県の感染状況は、入院患者数が横ばいで推移し、重症患者数は増加する
など、警戒が必要な状況が続いています。感染拡大注意を促す神奈川警戒ア
ラートも継続しています。

新型コロナウイルスは身近にあるという意識を強く持って、一人ひとりが
感染防止対策を徹底することが必要です。

県民の皆さまには、今一度、次の事項を実践し、徹底して用心していただ
くことをお願いします。

- ・ 「^{エム}M・^{エー}A・^{エス}S・^{ケー}K（マスク）」を徹底してください。
^{エム}M：適切なマスク着用、^{エー}A：アルコール消毒、
^{エス}S：アクリル板等でしゃへい、^{ケー}K：距離と換気 です。
- ・ 大人数での宴会などを避けるとともに、感染防止対策取組書の掲示がな
い店舗などには行かないでください。
- ・ 店舗や事業者の皆さんは、県の補助金などを活用して、さらなる感染防
止対策に取り組んでください。

県では、秋から冬にかけて懸念される季節性インフルエンザの流行に向け
た医療提供体制の整備にも取り組んでいます。

引き続き、新型コロナの収束に向け、医療機関や、県民、事業者の皆さん
とともに、総力を挙げて取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。

令和 2 年 9 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治